

◇大阪市人事委員会公印規則の一部を改正する規則

- 1 人事委員会委員長職務代理者印を廃止することにした。
- 2 必要な規定の整備を行うことにした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することにした。

(行政委員会事務局総務部総務課)